

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

- (1) A で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9メガヘルツから27.2メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 B のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が C 以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 B のみを使用するもの
- (4) 電波法第27条の18第1項の登録を受けて開設する無線局

A	B	C
1 小規模な無線局	適合表示無線設備	0.01ワット
2 発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	1ワット
3 発射する電波が著しく微弱な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	0.01ワット
4 小規模な無線局	無線設備の機器の型式検定に合格した機器	1ワット

A－2 固定局及び陸上移動業務の無線局の落成後の検査に関する次の記述のうち、電波法（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、電波の型式、周波数及び空中線電力、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に係るものを含む。）並びに計器及び予備品について検査を受けなければならない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備並びに無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数について検査を受けなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事落成の期限の日になったときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に係るものを含む。）並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。

A－3 無線設備の変更検査に関する次の事項のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、総務省令で定める場合を除き、免許人が総務大臣の変更検査に合格しなければ、その変更に係る部分を運用してはならないときに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 2 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。
- 3 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 4 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方の変更を申請し、通信の相手方の変更の許可を受けたとき。

A－4 受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督に関する次の記述のうち、電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が総務省令で定める限度をこえて、他の無線設備の機能に障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、3箇月以内の期間を定めてその設備の使用の禁止を命ずることができる。
- 2 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない。
- 3 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について、その必要な措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。
- 4 電波法第29条（受信設備の条件）に規定する受信設備の副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が4ナノワット以下でなければならない。（注）

注 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。

A－5 周波数測定装置の備えつけに関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線電力10ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備えつけを要しない。
- 2 電波法第31条の規定により備えつけなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- 3 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。
- 4 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力50ワット以下のものには、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備えつけを要しない。
- 5 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置を備えつけなければならない。

A－6 次の記述は、人工衛星局の無線設備の条件等について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ③ 人工衛星局は、その無線設備の ことができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ④ ③のただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する とする。

	A	B	C	D
1	人工衛星局	経度の（±）0.1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
2	人工衛星局	緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
3	人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	経度の（±）0.1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局
4	人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局

A－7 電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から5までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	P 0 N	パルス変調であって無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
2	G 1 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
3	X 7 W	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
4	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
5	J 3 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A－8 電波の強度（注1）に対する安全施設、高圧電気（注2）に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 注1 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。
2 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。

- 1** 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
(1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
(2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 2** 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 3** 無線設備の空中線系には避雷器及び接地装置を、また、カウンターポイズには避雷器をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHz以下の周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動業務又は携帯移動業務の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 4** 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
(1) 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
(2) 移動する無線局の無線設備
(3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備

A－9 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその **A** 内に維持するため、次の(1)及び(2)の条件に適合するものでなければならない。
(1) 発振周波数が **B** によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
(2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に **C** 維持するものであること。

A	B	C
1 占有周波数帯幅の許容値	シンセサイザ方式の発振回路	応じてその温度変化の許容値を正確に
2 許容偏差	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	応じてその温度変化の許容値を正確に
3 許容偏差	シンセサイザ方式の発振回路	かかわらず発振周波数を一定に
4 占有周波数帯幅の許容値	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	かかわらず発振周波数を一定に

A－10 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の A なるべく大であること。
- (2) 整合が十分であること。
- (3) 満足な B が得られること。
- ② 空中線の B は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) C の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) D よりの輻射

	A	B	C	D
1	絶対利得	指向特性	垂直面	送信装置
2	絶対利得	輻射特性	水平面	給電線
3	利得及び能率	輻射特性	水平面	送信装置
4	利得及び能率	指向特性	水平面	給電線
5	利得及び能率	輻射特性	垂直面	給電線

A－11 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者は、氏名に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下3及び4において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見した日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- 4 無線従事者は、住所に変更を生じたときに免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に免許証及び住所の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

A－12 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合において、有線通信を B ときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱を開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、 C 。

	A	B	C
1	発生した	利用することができない	すみやかにその取扱を停止しなければならない
2	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができない	その取扱を停止することができる
3	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	すみやかにその取扱を停止しなければならない
4	発生した	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	その取扱を停止することができる

A－13 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の B ならない。但し、 C については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

A	B	C
1 他の無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信又はその他総務省令で定める通信
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を有しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
4 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A－14 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる無線通信も傍受してはならない。
- 2 無線通信の業務に従事する何人も特定の相手方に対して行われる無線通信（暗語によるものに限る。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して行われるいかなる無線通信も傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－15 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、 A を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き B 以上休止したとき。
 - (2) 不正な手段により、無線局の免許若しくは電波法第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - (3) ①による無線局の運用の停止の命令又は運用許容時間、 A の制限に従わないとき。
 - (4) 免許人が電波法又は放送法に規定する罪を犯し、 C に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったとき。
 - (5) 特定地上基幹放送局の免許人が電波法第7条（申請の審査）第2項第4号ロに適合しなくなったとき。

A	B	C
1 電波の型式、周波数若しくは空中線電力	6月	懲役
2 周波数若しくは空中線電力	6月	罰金以上の刑
3 周波数若しくは空中線電力	1年	懲役
4 電波の型式、周波数若しくは空中線電力	1年	罰金以上の刑

B－1 陸上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（電波法第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。

B－2 電波の周波数等の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで除去することができるものをいい、高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射を含まないものとする。
- イ 「割当周波数」とは、無線局に割り当てられた周波数帯の中央の周波数をいう。
- ウ 「特性周波数」とは、与えられた発射において容易に識別し、かつ、測定することのできる周波数をいう。
- エ 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の特性周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率で表す。
- オ 「基準周波数」とは、割当周波数に対して、固定し、かつ、特定した位置にある周波数をいう。この場合において、この周波数の割当周波数に対する偏位は、特性周波数が発射によって占有する周波数帯の中央の周波数に対してもつ偏位と同一の絶対値及び同一の符号をもつものとする。

B－3 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の ア を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
 - (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し イ の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から ウ を経過しない者に該当すること。
 - (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により業務に従事することを エ され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
 - (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が オ に満たない者であること。

- | | | | | |
|-------|---------|--------|----------|-------|
| 1 管理 | 2 操作の監督 | 3 罰金以上 | 4 懲役又は禁固 | 5 2年 |
| 6 6箇月 | 7 制限 | 8 停止 | 9 3箇月 | 10 1年 |

B－4 次の記述は、無線局の免許状等（注）に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）及び電波法施行規則（第37条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 免許状又は登録状をいう。

- ① 無線局は、免許状に記載された ア （特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 次の(1)から(4)までに掲げる通信は、①の(6)の「総務省令で定める通信」とする。
- (1) イ ために行う通信
- (2) 電波の規正に関する通信
- (3) 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信の訓練のために行う通信
- (4) (1)から(3)までに掲げる通信のほか電波法施行規則第37条（免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信）各号に掲げる通信
- ③ 無線局を運用する場合においては、 ウ 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ④ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、 エ については、この限りでない。
- (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため オ であること。
- ⑤ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 目的又は通信の相手方若しくは通信事項 | |
| 2 無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項 | |
| 3 免許人以外の者のための通信であって、急を要するものを送信する | |
| 4 無線機器の試験又は調整をする | |
| 5 無線設備の設置場所 | 6 無線設備 |
| 7 遭難通信 | 8 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |
| 9 必要十分なもの | 10 必要最小のもの |

B－5 総務大臣から受けることがある処分に関する次の事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- イ 3箇月以内の期間を定めて無線設備を操作する範囲を制限する処分
- ウ 3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止する処分
- エ 期間を定めてその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分
- オ 無線従事者の免許の取消しの処分